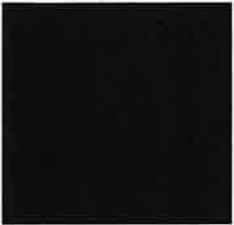


災害時における警察公用車両の一時退避場所
の提供に関する協定



令和2年7月9日

高知県警察

高知県教育委員会

災害時における警察公用車両の一時退避場所の提供に関する協定

高知県警察（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察公用車両（以下「公用車」という。）の一時退避場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から受ける公用車の一時退避に必要な敷地の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

（乙敷地利用の要件）

第2条 甲は、災害時において公用車の一時退避に必要があると認められるときは、乙敷地を利用することができるものとする。

（一時退避の場所）

第3条 乙が、甲に公用車の一時退避場所として提供する敷地は、あらかじめ定められた別図の範囲とする。ただし、公用車の退避に必要以上のスペースを要する事態が発生した場合においては、その他の敷地を利用することを妨げない。その場合には、甲が乙に対して、速やかにその旨の連絡を行うものとする。

（乙敷地出入口に係る合鍵の利用）

第4条 甲は乙の事前許可に基づき敷地出入口の合鍵を作製することができるものとし、敷地出入口の通行を行うものとする。なお、乙は敷地出入口の鍵を交換した場合には、甲に対し速やかに通知するものとする。

（乙敷地への公用車乗り入れに関する安全管理）

第5条 甲は、乙敷地へ公用車を乗り入れる際には、避難住民の避難行動の妨げをしてはならず、また、出入口付近において交通整理員を置くなど、安全管理を徹底するものとする。

（乙敷地利用終了後における連絡）

第6条 甲は第2条の要件が解消された際は、速やかに乙敷地から公用車を退出させ、乙に連絡を行うものとする。

（乙敷地における賠償に係る費用負担）

第7条 甲が乙敷地の利用に際し、何らかの損傷事由が生じた場合には乙に対し、甲が全額費用負担を行うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び敷地利用に係る情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月9日

甲 高知市丸ノ内2丁目4番30号
高知県警察本部長

乙 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育長

